

「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例案」の
法制度上の主な問題点

条例案		問題点
第4条 第2項	2 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する県民投票の管理及び執行に関する事務を静岡県選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会という。）に委任するものとする。	この規定によると、県民投票の管理及び執行に関する全ての事務を県選挙管理委員会に委任することになる。 しかし、投開票事務は、地方自治法に基づく市町への事務委託によらなければ実施が困難である。投開票事務を条例で知事から選挙管理委員会に委任することでは実施できない。
第5条 第1項	1 県民投票の期日（以下、投票期日という。）は、この条例の施行日から6月を超えない範囲において、知事が定める。	県民投票を現実に実施するためには、投票資格者名簿の作成や投開票事務等において、地方自治法に基づき、市町に事務委託をすることが必要となるが、具体的には、次の手続が必要となる。 ・ 県と各市町との事実上の協議 ・ 規約案の作成 ・ 県議会及び各市町議会の議決 ・ 県と各市町との規約の締結 ・ 県及び各市町で事務委託及び規約の告示 ・ 総務大臣への届出 ・ 投票資格者を満18歳以上する投票資格者名簿作成システムの構築 ・ 県民投票の周知・広報 上記の手続に要する期間を考慮すると、「6月を超えない範囲」での執行は非現実的である。
第7条	1 県民投票における投票の資格を有する者（以下、投票資格者という。）は、投票期日において県内の市町村に住所を有する、年齢満18年以上の日本国籍を有する者とする。 2 投票資格者は、その者に係る県内の市町村の住民票が作成された日（他の都道府県から県内の市町村に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上、当該市町村の住民基本台帳に記載されていないなければならない（県	この規定によると投票資格者は「年齢満18年以上」となっているが、現状では公職選挙法第9条及び国民投票法附則第3条第2項の規定では「年齢満20年以上」であることから、これとの整合性がない。 「県の条例によって市町に業務を義務付けることはできない」という第9条第1項の問題点を前提とした場合、市町の協力を得られなければ、県においては第7条及び第8条の投票資格者を把握することはできない。

条例案		問題点
第8条	<p>内の市町村で住民票の異動があった場合を含む)。</p> <p>前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、県民投票の投票資格を有しない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)</p>	
第9条 第1項	<p>1 県民投票が行われる場合、市町村の選挙管理委員会は、前二条の規定に関し、投票資格者名簿を調製しなければならない。</p>	<p>県と市町村は、対等・協力の関係にある別の地方公共団体である。このため、県の条例によって市町に業務を義務付けることはできない。</p> <p>第9条第1項の規定は、まさに地方自治法の基本的な原則に違反する規定であって、到底許されるものではない。</p>
第17条	<p>投票の効力の決定に当たっては、第18条の規定の趣旨に著しく反しない限りにおいて、その投票をした者の意思が客観的に明らかになるものであれば、その投票を有効とする。</p>	<p>この規定は、投票効力の決定に関する規定であるため、その内容はその決定の客観性及び公平性が担保されるようなものである必要がある。</p> <p>しかし、「第18条の規定の趣旨に著しく反しない限り」との規定は、その内容が曖昧であり、特に「規定の趣旨」、「著しく」という表現は客観性及び公平性が担保できない。</p>
第20条 第21条	<p>1 県議会に、県民投票広報協議会を置く。</p> <p>2 県民投票広報協議会の員数は15名とする。委員は、県議会会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任する。</p> <p>1 県民投票広報協議会は、県民投票公報の原稿の作成、県民投票広報広告の原稿の作成、その他県民投票の広報に関し必要な事務を行う。</p> <p>2 県民投票公報及び県民投票広報広告の原稿を作成する場合には、賛成意見及び反対意見を公平かつ平等に扱わなければならない。</p>	<p>自治体の議事機関である県議会が、県の事務を直接に管理し執行することは地方自治法上想定されていない中で、県民投票の広報事務を管理し執行することは、県議会の役割ではない。</p> <p>(なお、同様の規定は、国民投票法にあるが、憲法改正は国会が発議することとなっているために、国民投票法においては、国会が説明責任を果たすためその広報業務を担うことにしたものであり、全く事情が異なる。)</p>

条例案		問題点
第22条	<p>3 県民投票公報は、すべての投票資格者に対し、投票期日の7日前までに、郵送しなければならない。</p> <p>県民投票広報協議会の議事、運営その他の事項は、各会派が協議の上定める。</p>	
第27条 第2項	<p>2 規則は、この条例の施行日から、20日以内に制定しなければならない。</p>	<p>県民投票を実施するために決定しておかなければならない細かな事項は、知事が規則を定めて決定することになる。</p> <p>これらの規則は、県民投票実施のための市町との協議の内容を踏まえた上で知事が制定するため、その協議等の期間を考慮すると条例制定後20日以内に規則を定めることは非現実的である。</p>
第27条 第3項	<p>3 その他、この条例の規定を適用し難い事項がある場合には、規則で特別の定めを置くことができる。</p>	<p>この規定は「この条例の規定を適用し難い事項がある場合」との要件を規定して、その場合には条例の規定に優先する規則を特別に置くことができる旨が定められている。</p> <p>しかし、条例は議会の議決を経た規程であることから、知事が独自に定める規則に優先することが法体系の原則である。</p> <p>本規定は「この条例の規定を適用し難い事項がある場合」との曖昧な要件により、法体系の例外を定める内容となっており、到底認められるものではない。</p>
附則第 2条	<p>この条例は、投票期日の翌日から起算して3月を経過した日に、その効力を失う。</p>	<p>投票日の翌日から起算して3月を経過した日にその効力を失うとしていることにより、知事及び県議会が投票結果を尊重する義務を定めた第26条も、3月を経過した時点で効力を失ってしまうこととなる。</p> <p>3か月間の尊重義務しかないのでは、住民投票の本来の目的を達成できない。</p>
その他	<p>第12条等では「投票所」と規定されているが、第24条では「投票場所」と規定されており、統一されていない。</p> <p>第14条第1項において、「投票用紙は、投票期日、投票所において投票人に交付しなければならない。」とあるが、この規定では不在者投票又は期日前投票の際に投票用紙を交付することができない。</p> <p>上記以外にも、法制執務上不適切な表現、規定すべき内容の不足、定義されていない文言等が数多くある。</p>	